

非上場株式の相続評価に係る総則 6 項の裁判事例

March 2024

In brief

非上場株式について財産評価基本通達 6 項(以下、「総則 6 項」)の適用可否が争われていた裁判で、東京地裁は 2024 年 1 月 18 日、総則 6 項の適用を認めず、国の更正処分等を取り消す納税者勝訴の判決を出しました¹。これは、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決²後初めて総則 6 項について判断が示された事案であり、かつ、裁判で総則 6 項の適用が認められなかつた初めてのケースです。

本稿では本判決の概要と争点、判決の意義等について解説します。なお、本件は国の控訴を受けて係属中であることから、最終的な確定判決は判断が異なる可能性があります。また、本稿内の個人、企業に係る表記(T、K、H、O 社、V 社)については、判決文に則っています。

In detail

1. 事案の概要

非上場会社である O 社の代表取締役であり、O 社の株式 21,400 株を保有していた T は、生前に進めていた O 社の株式売却の交渉途上で死亡しました。T の相続人である T の妻、原告 K および H(以下、「相続人ら」)が、相続により取得した O 社株式合計 21,400 株を、評価通達に基づき類似業種比準方式により 1 株当たり 8,186 円(総額約 1.7 億円)と評価して相続税の申告をしたところ、財産評価基本通達(以下、「評価通達」)の定めにより評価することが著しく不適当であるとして、課税庁から総則 6 項によって 1 株当たり 80,373 円(総額約 17.2 億円)の評価額に基づく更正処分等を受けたものです。この更正処分等の取り消しを求めた原告は、審査請求の棄却(2020 年裁決³)を経て、東京地裁に対して訴訟を提起しました。

秘密保持契約

T は O 社株式の譲渡等の協議を進めるため、2014 年 1 月 16 日に第三者である買い手 V 社との間で秘密保持契約を締結

O 株式の譲渡

相続人らは M&A の交渉プロセスを継続。T の妻が他の株主から O 社株式を 1 株当たり 105,068 円で買い取って集約した上で、2014 年 7 月 14 日、O 社株式 100% を V 社に対して同額で譲渡

M&A アドバイス契約

T は 2014 年 2 月 28 日に金融機関との間で M&A 等のアドバイスに係る契約を締結



T の相続

2014 年 6 月 11 日に T の相続が開始

M&A 基本合意

T と V 社との間で、2014 年 5 月 29 日に V 社株式を 1 株当たり 105,068 円で売却する内容の基本合意を締結(法的拘束力なし)

相続税の申告

2015 年 2 月 27 日、相続人らが O 社株式を類似業種比準方式により 1 株当たり 8,186 円と評価して相続税を申告

¹ 東京地裁 2024 年(令和 6 年)1 月 18 日(TAINS コード Z888-2556)

² 最判 2022 年(令和 4 年)4 月 19 日裁判所ウェブサイト参照(令和 2 年(行ヒ)283 号)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/105/091105_hanrei.pdf

³ 国税不服審判所裁決 2020 年(令和 2 年)7 月 8 日(TAINS コード F0-3-693)

○ 社株式の各種価格等

項目	価格等	概要
譲渡予定価格	105,068 円／株	基本合意における譲渡予定価格かつ実際の譲渡価格
算定報告額	80,373 円／株	DCF 法、株価倍率法および取引事例法による算定価額であり、課税庁が更正処分等で用いた評価額
通達評価額 (類似業種比準価額)	8,186 円／株	相続人らが相続税申告で用いた評価通達に基づく評価額

2. 本件の争点

本事案は、相続開始前に T が買い手である V 社との間で O 社株式の譲渡予定価格等について合意していた点、相続後に相続人によって当該価格と同額で譲渡が行われた点、譲渡価格である 1 株当たり 105,068 円と類似業種比準価額である 1 株当たり 8,186 円とは 12 倍以上の乖離があった点が特徴でした。

そこで裁判では、主に、相続人らが T から相続により取得した O 社株式について、総則 6 項による評価が適用できるか否かが争われました。これについて、東京地裁は最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判断枠組みに沿って、評価通達によって評価することが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(以下、「特段の事情」)があるか否かによって判断しました。

3. 最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判旨

東京地裁が引用した最高裁 2022(令和 4 年)判決に係る事案は、94 歳で死亡した被相続人が死亡の数年前に金融機関等からの約 10.5 億円の借入金等によって約 13.8 億円で購入したマンションにつき、相続人が評価通達に基づきその価額を約 3.3 億円と評価して相続税の申告を行ったところ、課税庁から総則 6 項によって鑑定評価額である約 12.7 億円に基づく更正処分等を受けたため、その取り消しを求めたものでした。

最高裁は、下記(1)から(4)までの判旨を述べた上で、①申告において相続税の総額が 0 円になっている⁴ことに言及し(相続税負担の著しい軽減)、②被相続人らは本件取引が、近い将来の相続において「相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる」としました(税負担軽減の意図)。

結論として、最高裁は「本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反する(下線筆者)」ため、通達評価額によらずに評価する特段の事情があり、各更正処分は適法であると判断して原告の上告を棄却(相続人が敗訴)しました。

(1) 相続税法 22 条と評価通達

「相続税法 22 条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないとすべきである」

(2) 平等原則違反

「他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実で

⁴ 相続税法 13 条の債務控除の規定による影響が大きいと考えられます。

あるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである」

(3) 合理的な理由

「もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である」

(4) 価額の乖離

「ただし、本件通達評価額と本件算定報告額との間に大きなかい離があるということのみをもって直ちに上記事情があるということはできない⁵」

4. 本判決の判示

東京地裁は上記判旨を引用し、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決は「特段の事情」に関する具体的な規範を判示していないとしながらも、「租税回避行為をしなかった他の納税者との不均衡、租税負担の公平に言及している点に鑑みると、租税回避行為をしたことによって納税者が不当ないし不公平な利得を得ている点を問題にしていることがうかがわれる」と評価しました。

その上で、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の事案とは異なり、本事案では相続税等の租税回避の目的は認められなかったことから、各更正処分等の適否は、相続開始日以前に通達評価額を大きく超える金額での売却予定があった〇社株式について、実際に相続開始日直後に当該金額で予定どおりの売却ができ、その代金を相続人らが得たという事実を評価しなければ、そのような事実がなかった「他の納税者と原告らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反する」といえるかどうかによって判断すべきとして、以下につき検討しました。

(1) 基本合意の存在について

本件では、①相続開始日直後に通達評価額を大幅に上回る高値で相続株式を売却できたという事情、および②相続開始日以前から被相続人が〇社株式の売却の交渉をしており、譲渡予定価格まで基本合意していた事情については、以下のとおり判断し、特段の事情(の一部)ということはできないとしました。

- 最終的に相続株式の売却が成立し、相続人らが本件通達評価額を大幅に上回る代金を現に取得したという事実がなければ、およそ本件算定報告額をもって課税しなければ他の納税者との間に看過し難い不均衡が生ずるということはできない。
- 本件基本合意が相続の後も相続人らとの間でそのまま存続するか否か自体、相続開始日においては不透明な状況であったといわざるを得ない。なお、本件基本合意が譲渡予定価格等について T 及び V 社を法的に拘束するものではないとしていた点や、T において〇社株式の全部を取りまとめ又は買い集めることが前提条件とされていた点等に鑑みれば、譲渡予定価格による本件相続株式の売買代金債権を相続財産と同視することも困難である。

(2) 特段の事情の例示

統いて、本件のように、相続財産となるべき株式売却に向けた交渉が相続開始前から進行しており、相続開始後に実際に相続開始前に合意されていた価格で売却することができ、かつ、当該価格が評価通達の定める方法による評価額を著しく超えていたという事実をもってしても、ただちに納税者側に不当ないし不公平な利得があるという評価をすることは相当ではなく、総則 6 項を納税者に不利に適用するに当たっては、「納税者間の不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要と解すべき」としました。そのような場合として以下を例示しています。

⁵ 最高裁 2022 年(令和 4 年)判決における判決文では、「これを本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きなかい離があるということができるものの、このことをもって上記事情があるということはできない」とされています。

- ・被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合
- ・最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていた場合

(3) 本件における特段の事情の存否

しかし、本件において上記(2)の例示のような事情があるか否かについて、東京地裁は、〇社株式の売却手続が進行中に T が死亡しているところ、その手続きが遅れたとか、本来は T の生前に売却手続を完了することができたといった事情は認められず、T が相続開始日以前に行なった行為は、基本合意およびその後の買収監査(デューデリジェンス)への協力にとどまるところ、これらの行為は、相続開始日以降に行なわれた相続株式の売却の結果を含めて評価したとしても、それがなかった場合と比べて相続税の金額を軽減する効果を持つものではないと判断しました。

そして、本件においては特段の事情がないことから、〇社株式は通達評価額によって評価すべきであり、総則 6 項により算定報告額に基づいて課税庁が行なった各更正処分等は、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の示した判断枠組みに照らして、平等原則の観点から違法であると結論づけました。

5. 本判決の意義と実務への示唆

本事案について、先行する 2020 年の裁決では通達評価額と譲渡予定価格との間の著しい乖離があることをもって、特段の事情が認定されていました。しかし、2022 年の別事案に関する最高裁 2022 年(令和 4 年)判決は、価額の乖離だけでは特段の事情があるとはいえない(上記 3(4)参照)つつ、平等原則に基づいて①相続税負担の著しい軽減と②税負担軽減の意図とを要件とする一種の租税回避否認規定を措定し、これらの事実を認定して特段の事情があると判断しました⁶。このように、本事案に係る 2020 年の裁決から 2024 年の本判決までの間に総則 6 項に関する最高裁判決が出されたことで、本判決は同最高裁判決の判断枠組みに従うこととなりました。

この判断枠組みは租税回避の事案において定立されたものであり、評価額の乖離のみならず、その乖離を利用して税負担を軽減する意図をもって行われた行為によって、他の納税者との間に税負担の看過し難い不均衡が生じたかどうか、という観点から特段の事情の存否を判断したものといえます。本事案は M&A の途上でたまたま相続が発生したケースであって、租税回避の要素が認定されなかつたことが、結論に大きく影響していると考えられます。なお、総則 6 項に関するリスクに留意しなければいけない実務家の観点からは、以下の点に着目されます。

(1) 取引価格の存在等

国は、①相続開始時において、売買当事者間の主觀的事情を離れた当該株式の客觀的な交換価値を反映した取引価格が明示されていることから、「趣旨逸脱型⁷」であるとして実質的な租税負担の公平に反する点や、②本件譲渡契約後に相続が発生する場合に比べて看過し難い不均衡が生ずる点等を主張しましたが、裁判所は②について不均衡が生ずること自体は認めながらも、いずれの主張も排斥しました。

上記①については、総則 6 項の適用があるような場合を除き、評価通達が個別に取引事例を参照すること等により客觀的な交換価値を評価する仕組みを採用していない⁸以上、当然の帰結と思われます。また、②については、上記 4(1)のとおり、課税時期における基本合意の内容等から、譲渡契約があつ

⁶ 最高裁判所調査官は、「問題になっているのは、時価に係る事実の(平等な)認定であり、いわゆる租税回避行為の否認ではない。本判決が『租税負担の軽減をも意図』した点についての判断に当たり、否認の根拠規定の有無や本件購入・借入れの経済的合理性を全く問題としていないのはそのためである」と解説しています(出典:山本拓「判解」ジュリスト 1581 号)。しかし、租税回避の否認との実質的な違いは明確ではありません。

⁷ 最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の事案のような「租税回避型」でない、本件のような場合に、総則 6 項を適用しうるカテゴリとして観念されたものと考えられます。

⁸ この点、過去の一定期間に適正な売買事例が存する場合には、これにより評価することとしている法人税基本通達 9-1-13 および所得税基本通達 23~35 共-9 と異なります。ただし、評価通達 189 なお書きのように課税時期前の事実に基づく引き直しの規定を設けることは技術的には可能と思われます。

た場合と同視できるかを検討したものと推測されます。判旨は、財産の売却後(や譲渡契約後)に相続が発生するケースではなく、むしろ相続から一定期間経過後に財産を売却するケースとの比較を行い、「相続直後の時期に売却した者のみ当該売却価格に着目されて評価通達の定める方法による評価額を超える財産評価を受けて高額の相続税納税義務を負うという不利益」について考慮しています。

(2) 相続直後の売却

上記②に関連して、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の事案については、相続開始の数年前に購入した不動産の一部を相続直後に売却していたことが指摘できます。通達評価額と市場価格との間に乖離がある不動産のような財産を相続直後に売却することは、実務家の間ではリスクのある行為と解されています。本判決では相続直後の売却がありながら総則 6 項の適用が否定されたとはいえ、過去の裁判例では「いわば一種の商品のような形で一時的に」帰属したに過ぎないとして、特段の事情該当性の判断において相続直後の売却が考慮されたこともある⁹ことから、特段の事情の存否の判断における租税回避の要素として用いられる可能性があるといえます。したがって、相続後の財産の売却は依然として専門家を交えてリスクを十分に考慮する必要があるでしょう。

(3) 総則 6 項の適用抑制

最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の重要な判旨の 1 つが、客観的な交換価値と通達評価額との間に著しい乖離があるのみでは特段の事情を構成しないという点であり、これは本判決でも維持されています。このような裁判所の判断は、今後の課税庁による総則 6 項の適用に影響を及ぼす可能性があります。なお価額の乖離そのものは、総則 6 項ではなく通達の評価ルールの改定により対応されるべきと考えられるところ、実際に 2023 年 9 月 28 日にはいわゆるタワーマンションの評価額の乖離を是正するための個別通達が発遣されました¹⁰。

The takeaway

係争中の事案とはいえ、本判決は最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判断枠組みによって総則 6 項の適用を認めなかった点に意義があると考えられます。ただし、特段の事情の具体的な判断基準や租税回避型でない場合の適用余地等、不明確な点も残されていることから、本事案の控訴審等における最終的な判断に加え、今後の同種の事案において課税実務がどのように運用されるのかについて注意が必要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
望月 文太

パートナー
小林 和也

パートナー
深田 かおり

パートナー
林 雄高

パートナー
山内 良

ディレクター
佐々木 真美

⁹「相続の前後を通じてことがらの実質を見ると当該不動産がいわば一種の商品のような形で一時的に相続人及び被相続人の所有に帰属することとなつたに過ぎないとも考えられる」東京地裁 1992 年(平成 4 年)3 月 11 日判決(判時 1416 号 73 頁)

¹⁰ PwC 税理士法人「居住用の区分所有財産の評価方法の見直し」を参照。

<https://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-estate-taxation/assets/eth-20230928.pdf>

ディレクター
塩谷 洋子

ディレクター
平岡 祐樹

シニア マネージャー
仲林 健太郎

マネージャー
斎藤 大志

マネージャー
西尾 結

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.